

## 2. 機関設計

### 2-1. 機関と会社法

#### (1) 機関の意義

会社法第 2 編第 4 章：

株主総会、種類株主総会、取締役、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会、指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）、執行役

#### (2) 機関についての会社法のルール

株主総会・取締役（会社 295・326 I 参照） ⇔ その他の機関（会社 326 II）

ただし、会社 327・328：機関の設置義務・設置禁止（→2-3）

定款 [テキスト 1 章 3 節 2(1)]

定款＝会社の組織と運営に関する事項を定める根本規則

会社設立時に作成（会社 26）・認証（会社 30）

記載事項の定め（会社 27・28）

会社法の規定との関係（会社 29）

備置き・閲覧等（会社 31）

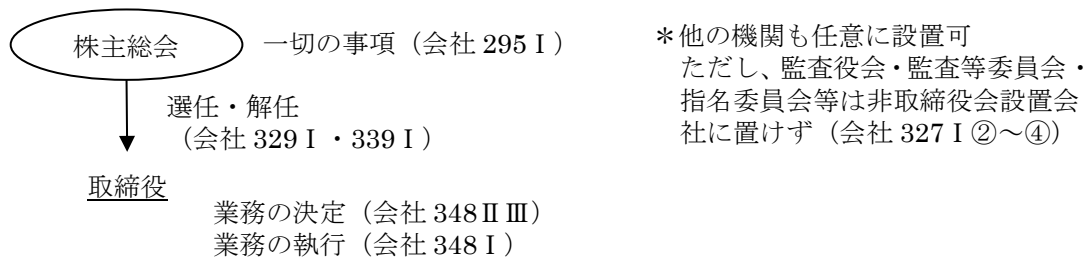
定款変更（会社 309 II ⑪・466）＝株主総会の特別決議

2-2.機関の概要

(1)株主総会、取締役、取締役会

株主総会と取締役の関係→取締役会を設置しているかどうかで違い

(a)非取締役会設置会社 [テキスト 4 章 6 節]



業務（執行）の決定と業務の執行 [テキスト 4 章 3 節 **3**(1)(a)]

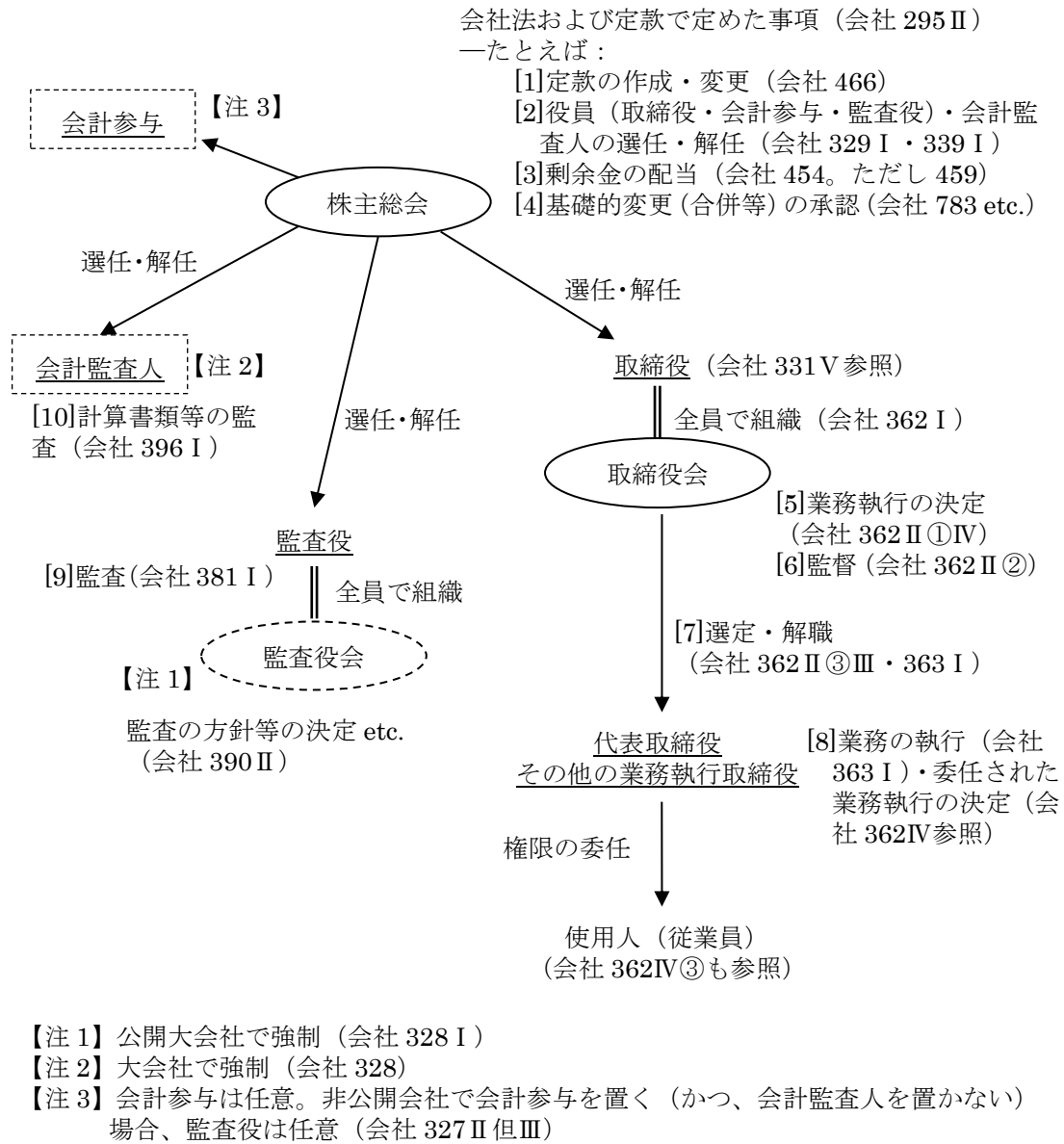
業務（執行）の決定 (会社 348 II III ・ 362 II ①IV ・ 399 の 13 I IV V ・ 416 I III IV)  
=株式会社の事業活動に関する意思決定

業務の執行 (会社 348 I ・ 363 I ・ 418②)  
=業務（執行）の決定にもとづいて会社の事業活動を実際に遂行すること

非取締役会設置会社と特例有限会社 [テキスト 1 章 2 節 **3**]

非取締役会設置会社=実質的には、会社法制定前の有限会社を引き継ぐもの  
有限会社=会社法制定に伴い廃止。ただし、制定前から存在した有限会社は、従来の有限会社法と同様のルール適用を受けることが認められた (特例有限会社)

(b)取締役会設置会社（委員会型の会社を除く）



(c)使用人（従業員）への権限の委任

(2)会計参与（会社 374～）[テキスト 4 章 3 節 7]

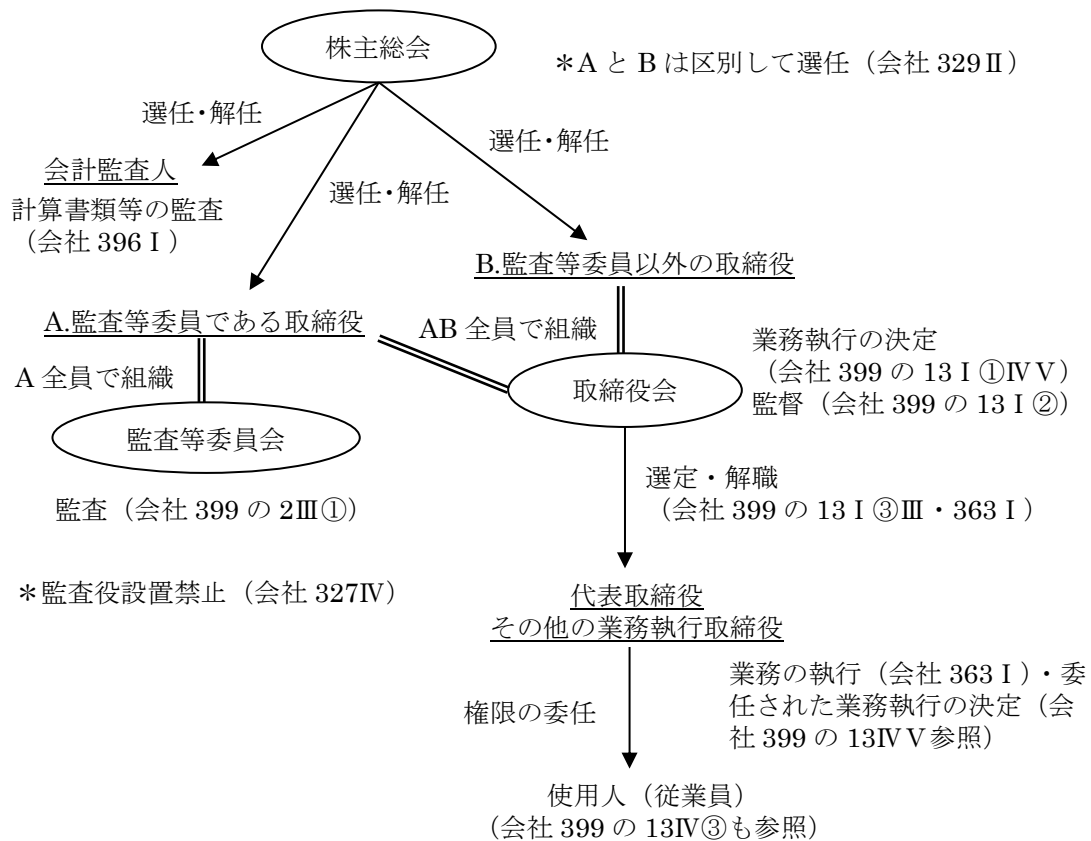
会計に関する業務執行をする機関、設置は基本的に任意（ただし(1)(b)の図の【注 3】）

(3)監査役、監査役会、会計監査人＝監査機関

(4)委員会型の会社＝監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社

会社法の規定：「監査等委員である取締役」「執行役」

\* 監査等委員会設置会社



## 2-3.機関設計

### (1)機関設計と会社法

会社 327・328＝機関設計（機関の設置の義務づけ・禁止）

→公開会社かどうか、大会社かどうか

公開会社と大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(4)(5)]

公開会社（会社 2⑤）＝発行する全部または一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社  
＝自由に譲渡できる株式を発行している会社

⇔非公開会社（閉鎖会社）＝発行する株式全部にそのような譲渡制限を設けている会社  
＝自由に譲渡できる株式を発行していない会社

大会社（会社 2⑥）＝資本金 $\geq$ 5 億円 or 負債総額 $\geq$ 200 億円

\*資本金（会社 445 I）＝株主が今までに出資した財産の総額

①公開会社→取締役会設置義務（会社 327 I ①）

②取締役会設置会社→監査役設置義務（会社 327 II 本）

③大会社→会計監査人設置義務（会社 328）

\*委員会型の会社＝監査役設置禁止（会社 327IV）、会計監査人設置義務（会社 327V）

(2)典型的な機関設計

テキスト図表 4-2 を一部変更。株主総会は必ず設置。執行役は指名委員会等とセット

|      | 非公開会社   | 公開会社   |
|------|---|--|
| 非大会社 | 1. 取締役<br>2. 取締役+監査役<br>3. 取締役+監査役+会計監査人<br>4. 取締役会+会計参与<br>5. 取締役会+監査役<br>6. 取締役会+監査役会<br>7. 取締役会+監査役+会計監査人<br>8. 取締役会+監査役会+会計監査人<br>9. 取締役会+指名委員会等+会計監査人<br>10. 取締役会+監査等委員会+会計監査人 | 16. 取締役会+監査役<br>17. 取締役会+監査役会<br>18. 取締役会+監査役+会計監査人<br>19. 取締役会+監査役会+会計監査人<br>20. 取締役会+指名委員会等+会計監査人<br>21. 取締役会+監査等委員会+会計監査人 |
| 大会社  | 11. 取締役+監査役+会計監査人<br>12. 取締役会+監査役+会計監査人<br>13. 取締役会+監査役会+会計監査人<br>14. 取締役会+指名委員会等+会計監査人<br>15. 取締役会+監査等委員会+会計監査人  | 22. 取締役会+監査役会+会計監査人<br>23. 取締役会+指名委員会等+会計監査人<br>24. 取締役会+監査等委員会+会計監査人  |

典型＝取締役会設置会社

(大企業→「取締役会+監査役会+会計監査人」、中小企業→「取締役会+監査役」)

(3)機関設計の選択

**事例 2-a** 株式会社の機関設計 1

アカリさんとスミレさんは、2 人でお金を出資して A 会社を設立し、京都市で花屋をはじめようとしている。2 人は、設立する会社をなるべく簡単な機関設計のものにしたいと思っている。どのような機関設計がよいだろうか。

\*取締役会設置会社として設立する場合 (会社 331V)

**事例 2-b** 株式会社の機関設計 2

事例 2-a の A 会社は、当初は非取締役会設置会社であったが、その後大きく成長した。A 会社の株主数は数百人になり、資本金の額は 10 億円になった。A 会社は、その株式を証券取引所に上場することを視野に入れ、それまで定款に定めていた株式の譲渡制限を廃止することにした。その場合、A 会社は、どのような機関設計をとらなければならないか。